

屋外広告物法の目的

- 目的**
- 1 良好な景観の形成、風致の維持**
 - 2 公衆に対する危害の防止**

この2つの目的を達成するため、屋外広告物・屋外広告業についての必要な規制を講じている。

(規制の例)

広告物の
設置禁止

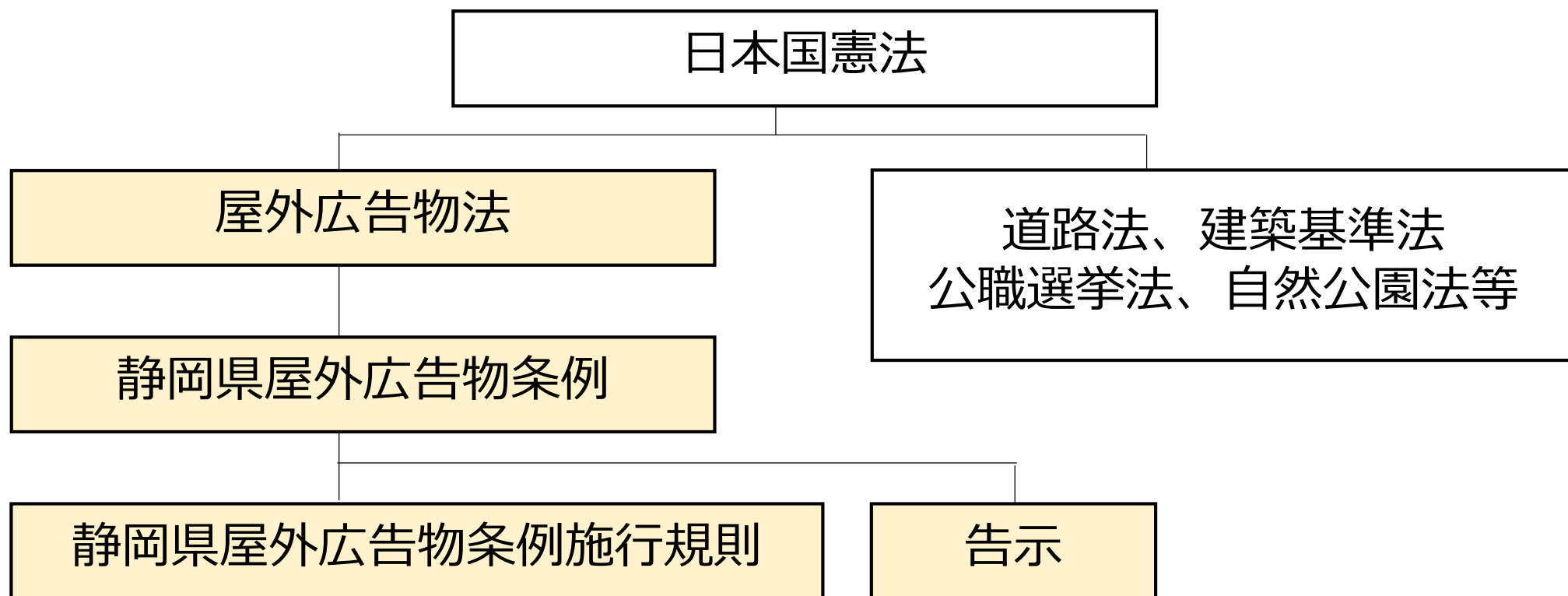
設置方法や
表示の制限

違反広告物
に対する
措置・除却

屋外広告業者
の登録制度

屋外広告物関係法令の体系

屋外広告物法では、都道府県は必要があると認めるときは、
広告物の表示等を制限することができるとしている。
県ではその規制や義務の内容を条例・規則で具体的に定めている。
なお、屋外広告物に対しては他法令も規制を設けている。



屋外広告物法の沿革

屋外広告物法では、従来は国の事務とされていた広告物規制を、都道府県が条例で定めるところにより行うものとするとともに、目的を「良好な景観の形成」と「危害防止」の2点に限定した。大きく4回の改正を経て現在に至る。

広告物取締法（明治44年）

屋外広告物法（昭和24年）

第1次改正（昭和27年）略式代執行を規定

第2次改正（昭和38年）はり紙の簡易除却を規定

第3次改正（昭和48年）はり札、立看板の簡易除却、業の届出制度を規定

第4次改正（平成16年）

簡易除却の対象拡大など違反措置を拡充／業登録制度を導入／市町村の条例制定を規定

屋外広告物の定義

屋外広告物とは、①から④の要件を全て満たすものをいう。
表示内容（商業目的か否かなど）は問わない。

① **常時又は一定の期間継続**して表示されるものであること

定着しているものに限る ※貼り付けていないビラやチラシは対象外

② **屋外で**表示されるものであること

ショーウィンドウや、建物内など屋内に存在する広告物は対象外

③ **公衆に**表示されるものであること

「不特定多数に対して表示する」だけで判断せず、土地の管理権などから、総合的に判断

④ 看板、立看板、はり紙並びに広告塔、広告板、建物
その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの
並びにこれらに類するものであること

屋外広告業の定義

屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う
営業をいう。



広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいう。請負の形態（元請け、下請け等）は問わない。

- ※ 屋外広告物の表示・設置に関する工事を業として請け負わない広告代理業、単に屋外広告物の印刷、製作を行うだけの場合は、屋外広告業に該当しない。

屋外広告物事務の処理

屋外広告物と屋外広告業に係る事務として2つに分かれており、市町により事務処理の権限や適用条例が異なる。
 県・政令市に加え、景観行政団体も屋外広告物に係る条例制定が可能。

区 域		屋外広告物許可事務		屋外広告業登録事務	
		適用条例	事務の所管	適用条例	事務の所管
市	静岡市、浜松市 【2市】	市条例	市	市条例	市
	独自条例を制定した 景観行政団体 【9市】 熱海市、袋井市、三島市、 富士宮市、富士市、沼津市 御殿場市、裾野市、 伊豆の国市	市条例 (注)	市	県条例	県 (土木事務所)
	その他の市 【12市】	県条例			
町(郡部) 【12町】		県条例	県 (土木事務所)	県条例	県 (土木事務所)

(注) 景観行政団体による独自条例の制定

景観行政団体である市町が、独自の屋外広告物条例を制定することができるとしている。これにより、景観計画と整合したきめ細やかな地域区分の設定、地域の実情にあわせた規制・誘導が可能となる

静岡県屋外広告物条例の構成

第1章 総則

第1条 目的

第2条 広告物等の設置者の責務

第2章 屋外広告物等の制限

第3条 特別規制地域

第4条 禁止物件

第5条 普通規制地域

第6条 適用除外

第6条の2 広告景観保全地区

第7条 経過措置

第8条 禁止広告物等

第9～12条 許可の申請、基準、条件、期間

第13条 変更等の許可

第14条 許可の表示

第15条 管理義務

第15条の2 管理者の設置義務

第15条の3 届出

第16条 除却義務

第16条の2 処分、手続等の効力の承継

第17条 措置命令等

第17条の2 違反広告物等である旨の表示

第18条 許可の取消し

第19条 報告及び検査

第20条 保管した広告物等の公示事項等

第21条 広告物等の売却の手続

第21条の2 広告物等の返還の手続

第3章 屋外広告業

第22条 登録

第23条 講習会

第24条 業務主任者の選任

第24条の2 標識の表示

第24条の3 帳簿の備付け等

第25条 屋外広告業者に対する指導、助言

第25条の2 登録の取消し等

第25条の3 監督処分簿の備付け等

第25条の4 報告及び検査

第4章 静岡県屋外広告物審議会

第5章 雑則

第6章 罰則

表示場所等の制限

屋外広告法の趣旨・目的に沿って、広告物等に表示、掲出することに対する制限を条例で設けている。

物件の 規制

禁止物件

(条例第4条)

- ・ ・ ・ 特別規制地域、普通規制地域、それ以外の規制されていない地域を問わず、原則として広告物等の表示、設置が禁止されている物件

禁止広告物

(条例第8条)

- ・ ・ ・ 規制地域を問わず、どんな場合にも表示、設置を禁止する広告物等

地域の 規制

特別規制地域

(条例第3条)

- ・ ・ ・ 原則として、広告物等の表示、設置を禁止する地域

普通規制地域

(条例第5条)

- ・ ・ ・ 原則として、広告物等の表示、設置をしようとするときは知事の許可が必要な地域

基準の 設定

許可の基準

(条例第10条)

- ・ ・ ・ 許可を得て設置する際に、広告物が満たすべき基準

禁止物件、禁止広告物

禁止物件

- (1) 以下の対象物への広告物の表示、設置を禁止
- 1号 橋、トンネル、高架構造物、分離帯及び地下道の昇降口の上屋
 - 2号 石垣、擁壁等
 - 3号 街路樹、指定された保存樹又は保存樹林
 - 4号 信号機、道路標識、道路上のさく、駒止、里程標、カーブミラー等
 - 5号 パーキング・チケット発給設備
 - 6号 消火栓、火災報知機、望楼及び警鐘台
 - 7号 郵便ポスト、電話ボックス及び路上に設ける変圧器
 - 8号 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - 9号 煙突
 - 10号 ガスタンク、水道タンク等
 - 11号 銅像、神仏像、記念碑等
- (2) 道路の路面への広告物の表示を禁止
- (3) 電柱、街灯柱等への簡易広告物（はり紙、はり札、広告旗、立看板等）の表示を禁止

禁止広告物

- 1号 著しく破損し、又は老朽したもの
- 2号 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 3号 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
- 4号 交通の安全を阻害するもの

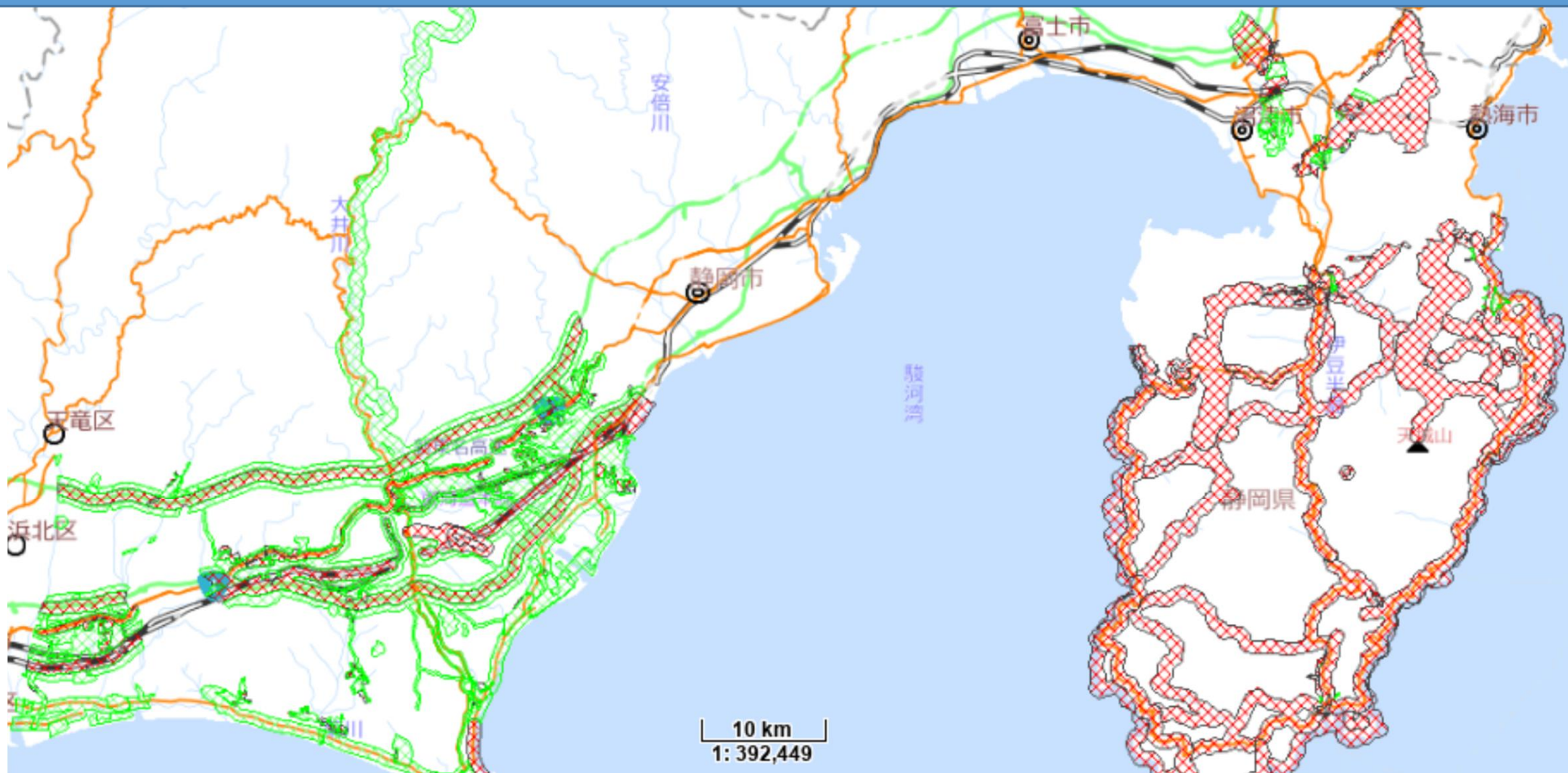
地域の規制

規制地域は、種類に応じて段階的に区分けしている。
 規制地域の概略図を静岡県地理情報システム（静岡県GIS）でも公開。

特別規制地域 広告物の表示、掲出物件の設置を禁止		普通規制地域 予め設置許可が必要	
第1種特別	第2種特別	第1種普通	第2種普通
自然的景観を持つ要素の多い地域、歴史的雰囲気を守るべき地域	良好な住環境や沿道、沿線景観の形成に配慮すべき地域	用途地域等一定の規制が必要な地域	活発な都市活動が展開されている地域
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 風致地区 伝統的建造物群保存地区 国宝、有形文化財・記念物周辺 風致保安林* 自然環境保全地域* 河川、湖沼、海岸*	東名、新東名高速道路、新幹線、伊豆縦貫自動車道天城北道路の全区間 道路、鉄道の区間* 上記道路、鉄道の周辺* 都市公園、カントリーパーク 静岡空港周辺* 官公署、学校等	用途地域 （工業地域、中高層住宅専用地域等、右の第2種とした地域以外） 道路、鉄道の区間* 上記道路、鉄道の周辺* 河川、湖沼、海岸*	商業地域 容積率300%以上の近隣商業地域

*：該当するもののうち、知事が告示で指定する区域

規制地域（GISでの表示イメージ）



(参考) インターネットで規制地域を確認する方法

規制地域の情報は、静岡県地理情報システム（静岡県GIS）でも公開しています。公開しているデータは、屋外広告物の規制地域を概略図としたものです。地図作成上の誤差等のため、実際の規制地域とは異なる場合があります。そのため、あくまでも参考図として御利用いただき、正式には市役所（各町の地域については県の土木事務所）にお問い合わせください。

URL <https://www.gis.pref.shizuoka.jp/>

適用除外

所定の条件を満たす広告物は、表示場所等の制限に係る規定を適用せずに設置できる。

規制地域・禁止物件の規定（第3・4・5条）が適用除外となる広告物

- (1) 法令の規定によるもの
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示するもので、基準に適合するもの
※但し、一部禁止物件（街路樹、路上変圧器、電柱等に表示する立看板等）は除く
- (3) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等
- (4) 公益上必要な施設又は物件のうち知事が指定するものに寄贈者名等を表示する広告物で、基準に適合するもの
- (5) 水道管、下水道管等地下に埋設された公共的な施設を管理するために道路の路面に表示する広告物

禁止物件の規定（第4条）が適用除外となる広告物

- (1) 禁止物件のうち、送電塔、煙突、ガスタンク等に表示する自家広告物等で、基準に適合するもの
- (2) 禁止物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物

適用除外（２）

規制地域の規定（第３・５条）が適用除外となる広告物

- (1) **自家広告物**で、基準に適合するもの
- (2) 自己の管理する土地・物件に、**管理上の必要に基づき表示する広告物**で、基準に適合するもの
- (3) **工事現場**の板塀・これに類する仮囲いに表示される広告物で、基準に適合するもの
- (4) **冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的**に表示、設置する広告物
- (5) **講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地**内に表示、設置する広告物
- (6) **電車又は乗合自動車**に表示される広告物で、基準に適合するもの
- (7) **人、動物、車両**(電車又は乗合自動車を除く)、**船舶**等に表示される広告物
- (8) 地方公共団体が設置する**公共掲示板**に表示する広告物
- (9) **町内会、自治会**その他の町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が設置する**掲示板**で、基準に適合するもの

自家広告物...自己の氏名・店名・営業内容等を自己の事業所等に表示するもの

特別規制地域の規定（第３条）が適用除外となる広告物

- (1) **自家広告物、電車、乗合自動車**に表示される広告物のうち、上の適用除外の基準に適合しないもので、知事の許可を受けたもの
- (2) **道標、案内図板**その他公衆の利便に供することを目的とする広告物のうち、知事の許可を受けたもの

法令の規定によるもの



国又は地方公共団体が
公共的目的で設置し、
基準に適合するもの



自家広告物で
基準に適合するもの



管理地に、管理上の必要に
基づき表示する広告物で、
基準に適合するもの



講演会等のため、
会場内に設置するもの



車両広告
(電車・乗合自動車を除く)



※いずれの写真もイメージとして例示したものであり、実際の個別状況は関係ありません。

許可を得て設置する広告物

規制地域内で広告物を設置する場合は、設置基準を満たし、許可を得る必要がある

<対象となる広告物の種類とイメージ>

種類	特別規制地域に設置する 自家広告物	特別規制地域に設置する 道標、案内図板	普通規制地域に設置する 広告物
イメージ	 <p>(自己の氏名・店名・営業内容等を自己の事業所等に表示するもの)</p>	 <p>(目的地への誘導のために、設置する広告物)</p>	 <p>(自家広告物や案内図板を含む広告物全般)</p>

※特別規制地域では、上の2種類以外の広告物は設置不可となります。

※このほか、規制地域内を運行する電車、乗合自動車（路線バス、高速バス、乗合タクシー、コミュニティバス等）も許可を得る必要があります。

許可の基準

許可を得て設置する際の広告物が満たすべき基準には、規制地域ごと
共通基準と、広告物の種類に応じた個別基準（高さ、大きさ、色彩、
表示すべき内容等）を定めている。

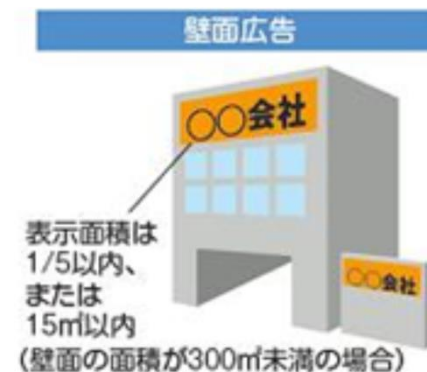
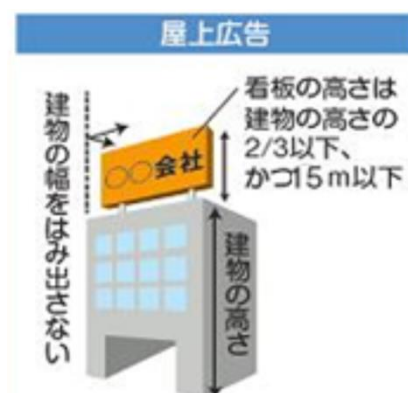
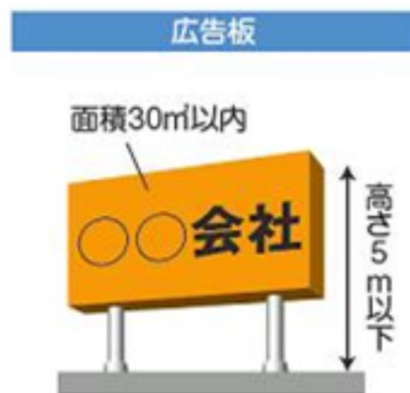
（例）第1種普通規制地域

< 共通基準 >

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

< 個別基準（例） >

各個別基準は
施行規則別表で
具体的に規定



設置基準（地域に応じた基準の上乗せ）

地域の特性等に応じ、一部の種類の広告物に対して、設置基準※後述の上乗せを行っている。

広告景観保全地区

地域の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、風致の維持を図ることが必要である区域。特に必要と認める場合は許可基準の特例を設けることができる。現在、2地区を指定している。


伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区・・・道標、案内図板の基準を上乗せ

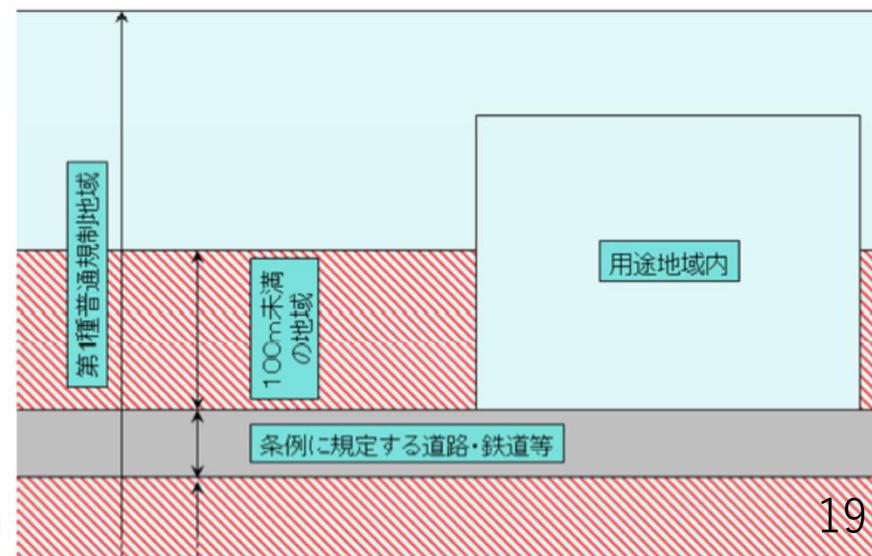
伊豆西南海岸広告景観保全地区・・・道標、案内図板及び自家広告物等の基準を上乗せ

後退距離規制適用地域

第1種普通規制地域で用途地域以外の場所のうち、条例・告示で規定する道路、鉄道からの距離が100m未満の地域。

この地域では、野立て看板で設置できる広告物は知事の許可を受けた道標、案内図板に限られる。

 後退距離規制適用地域

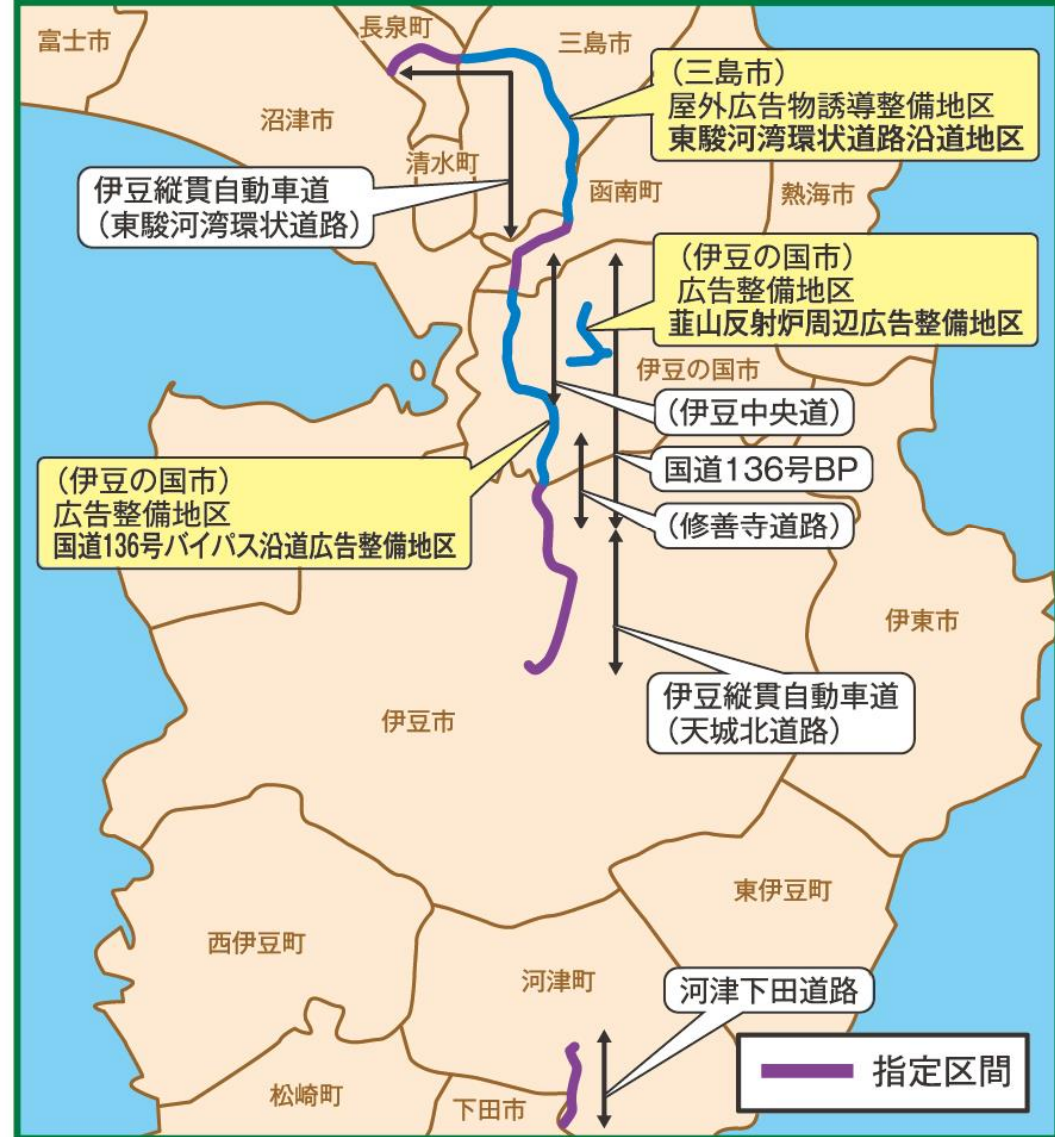


広告景観保全地区

伊豆西南海岸広告景観保全地区



伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区



許可事務等手続

許可を必要とする広告物

次の広告物で、第6条各号の適用除外の規定に該当しないものが対象

- (1) 普通規制地域内の**広告物**
- (2) 特別規制地域内の**自家広告物等、電車、乗合自動車**に表示される広告物のうち、条例第6条第2項第1号)の適用除外の基準に適合しないもの
- (3) 特別規制地域内の**道標、案内図板**その他公衆の利便に供することを目的とする広告物

許可期間

種別に応じ、許可期間の上限を設定

広告物種別	期間
堅ろうな広告物等※	3年以内
はり紙、はり札、 広告旗、立看板等	30日以内
その他の広告物	2年以内

※堅ろうな広告物等の定義は、規則第5条を参照

手数料 (R8.4.1時点)

各申請に対する審査手数料を規定※

区分	種別(類するもの含む)	金額
第1種	広告塔、広告板	表示面積5㎡毎1,330円
第2種	はり札、広告旗、立看板	1枚/本/個毎120円
第3種	照明装置のあるもの	表示面積5㎡毎1,600円
第4種	はり紙	100枚毎430円
第5種	巻付看板、その他	1組/個毎240円

※県手数料徴収条例(市域分は、各市ごとに条例等で規定)

許可事務等手続（２）

許可申請の対象と規定様式

広告物を設置、変更等しようとするときは、所定の様式に必要な書類を添付の上、知事の許可を得なければならない。

- 1 **新規許可**：屋外広告物許可申請書（様式第 1 号の 4）
- 2 **更新許可**：屋外広告物許可期間更新申請書（様式第 2 号）
屋外広告物点検報告書（様式第 2 号の 2）
- 3 **変更・改造許可**：屋外広告物変更・改造許可申請書（様式第 3 号）

届出の対象と規定様式

このほか、次の場合は所定の様式の届出が必要となる。

- ・ 堅ろうな広告物等の管理者設置・変更届（様式第 6 号）
- ・ 屋外広告物設置者変更届（様式第 7 号）
- ・ 屋外広告物設置者の氏名・名称・住所変更届（様式第 8 号）
- ・ 堅ろうな広告物等の管理者の氏名・名称・住所変更届（様式第 8 号）
- ・ 屋外広告物滅失届（様式第 9 号）
- ・ 屋外広告物除却届（様式第 10 号）

許可事務等手続 (3)

許可申請書【新規許可】

様式第1号の4(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
屋外広告物許可申請書

静岡県知事 川勝 平太 様
知事名を記入

申請日
令和〇年〇月〇日

住所 [●●市●●●●●] 代表者の自署でない場合は代表者印を押印
氏名 [●●株式会社] 代表取締役 [●●●●●] 法人の場合は代表者氏名を記入

〔氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。〕

余白又は裏面に申請手数料(県収入証紙)を貼付

不要な場合はいずれかを抹消

広告物を表示したいので、静岡県屋外広告物条例第5条又は第6条第4項若しくは第5項の規定により申請します。

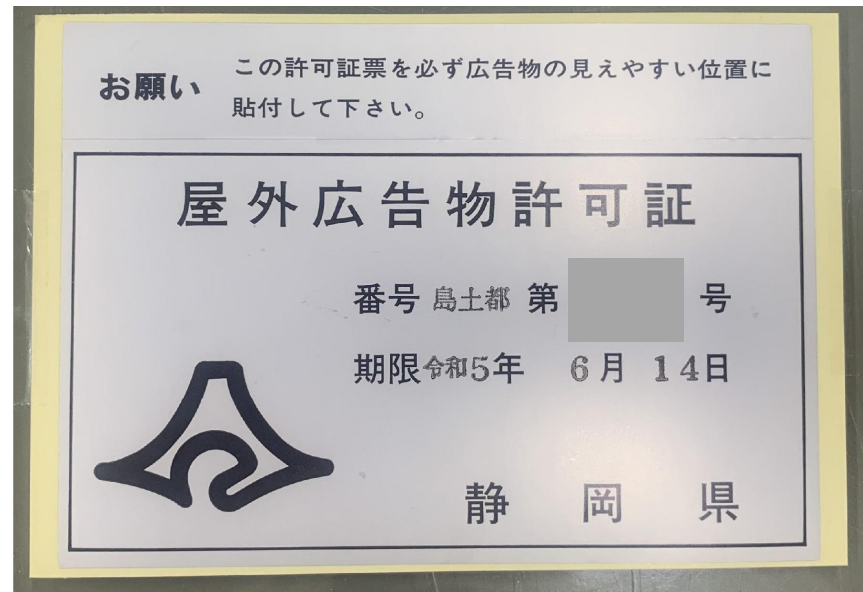
1 形状：野立広告/屋上広告/壁面突出広告/壁面利用広告/塀利用広告/電柱広告/はり紙/はり札/立看板 等
2 用途：自家広告/案内広告/バス広告/電車広告/一般広告(前記以外のもの)
3 電照式のものには「電照」を記入

広告物の種類	野立広告(案内広告) 電照
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所	▲▲市▲▲ ▲▲▲ 住所を記入
表示の内容	スーパー●● 左折50m右側 主な表示内容を記入
形状及び面積	縦2m×横1.5m×2面=面積6㎡ 高さ4m 縦横の寸法、面積、高さ、2面以上の場合は面数を記入
材料及び構造	鉄骨、垂鉛引き鉄板張り、脚は200mm角パイプ
色彩、意匠その他表示の方法	OP仕上げ 工事着手予定日と同日。
広告物の表示又は掲出物件の設置の期間	令和3年4月5日から令和5年4月4日まで【許可日から2年間】でも可 期間は、原則として2年以内。ただし、堅ろうなものは3年以内、簡易広告は30日以内。
工事施行者	氏名又は名称 ●●株式会社 代表取締役 ●●●●● 住所 ●●市●●●●● 屋外広告業の登録番号 静岡県知事登録屋外広告業第56789号
工事着手予定年月日	令和3年4月5日 予定を記入。ただし、許可を受けるまでは工事着手できません。 工事完了予定年月日 令和3年4月7日
備考	連絡先電話番号 000-000-0000 申請内容について確認させていただく場合があります

(注) 不要の文字は、抹消すること。

許可証 (銀シール)

- 許可後、許可証が送付される
- 許可証は、道路面から見えるよう許可を受けた広告物に必ず貼付けてください



設置者の義務

広告物の設置者には、設置許可申請・届出のほか、管理義務等が課されている。

管理義務

(条例第15条)

- ・ ・ ・ 広告物の設置者、管理者は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない

管理者の設置義務

(条例第15条の2)

- ・ ・ ・ 堅ろうな広告物等の設置者は、管理者を設置しなければならない

管理者は次のいずれかに該当しなければならない

- 1 屋外広告業者（静岡県知事登録）
- 2 屋外広告士
- 3 屋外広告物講習会修了者（他自治体主催も可）
- 4 広告美術仕上げ技能士
- 5 職業訓練指導員、職業訓練課程修了者（広告美術科）

除却義務

(条例第16条)

- ・ ・ ・ 広告物の設置者は、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、広告物の設置が必要でなくなったときは、除却（*1）しなければならない

*1) 除去とは、板面と柱だけではなく地中に埋まった基礎部分も含まれます。 24

違反広告物への措置

知事は、規定に違反した広告物の設置者、管理者に対する措置命令、違反広告物の除却等の措置を行うことができる。

違反 広告物

- 1 特別規制地域内に表示、設置されている広告物等（適用除外・許可を受けているものを除く）
- 2 禁止物件に表示、設置されている広告物等
- 3 普通規制地域内に許可を受けることなく表示、設置されている広告物等
- 4 禁止広告物に該当する広告物等

措置

措置命令（法第7条、条例第17条）

設置者・管理者に対し表示等の停止、除却その他必要な措置を命ずることができる

違反広告物の表示（条例第17条の2）

違反広告物に条例に違反している旨の表示を行うことができる

簡易除却（法第7条第4項）

違反広告物のうち、はり紙、はり札、広告旗、立看板等については、所定の条件に該当する場合、除却することができる

※この他、行政代執行、略式代執行、立入検査等を行うことができる。 25

屋外広告業の登録制度

静岡県内（政令市を除く）で屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。（県内土木事務所へ申請）

趣旨等

不適格な業者を排除して、優良な業者の育成を図り、良好な景観の形成に寄与する広告物が設置される体制を構築するため、従来の届出制度に代えて、平成17年10月に登録制度を導入した。

業務主任者の選任

営業所ごとに専任の業務主任者を選任する。

<選任要件（いずれかを満たす）>

- ・屋外広告士
- ・屋外広告物講習会修了者（他自治体主催も可）
- ・技能士（広告美術仕上げ）
- ・職業訓練指導員又は職業訓練課程修了者（いずれも広告美術科）

登録業者の義務

- ・営業所ごとに所定の標識の掲示
- ・営業所ごとに所定事項を記載した帳簿の整備、保存
- ・登録事項に変更があったときの届出
- ・廃業の場合の届出
（届出はいずれも30日以内）

特例屋外広告業届出

静岡市・浜松市域内で屋外広告業を営む場合は、各市の条例に基づき屋外広告業の登録をする必要があるものの、県登録後、届出を行うことで、市の登録業者とみなす取扱いをしている。

（変更、更新時は60日以内に変更届提出）

屋外広告業の登録申請等手続

登録申請の対象と規定様式

屋外広告業を営もうとする者は、所定の様式に必要な書類を添付の上、知事の登録を得なければならない。

- ・ **新規・更新登録**：屋外広告業登録申請書（様式第17号）
誓約書（様式第18号）

有効期間

5年間（満了前に更新の登録が必要）

手数料（R8.4.1時点）

申請に対する審査手数料：10,200円

届出の対象と規定様式

このほか、次の場合は所定の様式の届出が必要となる。

- ・ 屋外広告業登録事項変更届（様式第20号）
- ・ 屋外広告業廃業等届（様式第21号）

屋外広告業者登録簿の公表

登録後、登録年月日・登録番号を登録簿に掲載、県のホームページにて公表される。

静岡県屋外広告業者登録簿（一覧表）

令和2年05月31日現在

※欄外（※を含む）は屋外広告業の営業ができるのは、業種登録を受けている下記の業者になります。
※欄外の詳細情報は、別添ファイル（別表）に記載されています。

登録番号	登録年月日	有効期間満了日	氏名(個人)・名称(法人)	住所	所在地(市町村)
(注) 第1号	H27.10.19	82.10.18	山下 直樹	静岡県松之島町地蔵1115番地の1	高田市
(注) 第2号	H27.10.19	82.10.18	藤原 直樹	静岡県沼津市藤原町三丁目4番地 藤原町中田地区-101	沼津市
(注) 第3号	H27.10.19	82.10.18	藤原建設工業株式会社	静岡県富士市大塚二丁目4番地の6	高田市
(注) 第4号	H27.10.19	82.10.18	アオキデザイン株式会社	静岡県静岡市東区藤原一丁目2番43号	静岡市
(注) 第5号	H27.10.19	82.10.18	株式会社Goo!学院	静岡県浜松市東区中野町1258番地の4	浜松市
(注) 第6号	H27.10.19	82.10.18	株式会社中央工務	名古屋市中区南栄一丁目247番地	静岡市
(注) 第7号	H27.10.19	82.10.18	有限会社東興	静岡県浜北市南沢町965番地	浜北市
(注) 第8号	H27.10.19	82.10.18	吉野 豊介	静岡県静岡市清水区山崎町1	清水市
(注) 第9号	H27.10.19	82.10.18	株式会社びこり社	東京都中央区銀座一丁目15番5号	沼津市
(注) 第10号	H27.10.19	82.10.18	株式会社14建設	静岡県浜北市中野町130番地	浜北市
(注) 第11号	H27.10.26	82.10.25	株式会社アロビル	静岡県浜松市東区船町二丁目19番地の4	浜松市
(注) 第12号	H27.10.26	82.10.25	藤田 秀隆	静岡県浜北市船町一丁目25番10号	清水市
(注) 第13号	H27.10.26	82.10.25	松川 尚徳	静岡県静岡市川原田54番地の2	清水市
(注) 第14号	H27.10.26	82.10.25	有限会社ライオン社	静岡県二島市大塚町1番16号	沼津市
(注) 第15号	H27.10.26	82.10.25	藤田 昭二	静岡県二島市船橋318番地の3	沼津市
(注) 第16号	H27.10.26	82.10.25	有限会社日興	静岡県下田市大野1848番地の1	下田市

※業登録時は、「屋外広告業登録の手引」（県HP掲載）を必ず読んでうえで申請してください。

屋外広告業者への指導等

知事は、屋外広告業者が処分に違反した場合などは、登録の取消しや営業停止を命ずることができる。

指導等

良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のために必要な指導、助言、勧告を行うことができる（条例第25条）

登録の取消し等

登録の取消し、6ヶ月以内の営業停止命令（条例第25条の2）

次のいずれかに該当するときは行うことができる

- 1 不正の手段により新規登録・更新登録を受けたとき
- 2 業登録後、登録の拒否要件（条例第22条の4）に該当したとき
- 3 登録事項の変更届を提出しない、又は虚偽の届出をしたとき
- 4 この他、条例や条例に基づく処分に違反したとき



屋外広告業の指導監督措置基準の制定

県では、不利益処分である監督処分（登録の取消し、営業停止命令）を公正で客観的に行うために、処分の基準を定め、公表している。

屋外広告物講習会等

屋外広告業の登録及び業者等に必要な知識を習得させるため、講習会を開催している。

開催概要

- 1 名称：屋外広告物講習会
- 2 時期：例年11月開催（年1回）
※政令市は別に開催
- 3 内容：広告物に関する法令
広告物の表示の方法
広告物の施行
- 4 手数料：3,900円（一部免除あり）
- 5 修了者：修了者には修了証書を交付
※記載事項変更時は変更届の提出が必要ですが、有効期限はありません。

修了者が持つ資格

- ・ 屋外広告業者が各営業所ごとに選任する業務主任者
- ・ 堅ろうな広告物等の管理者

類似の講習 ※修了者の持つ資格の違いに注意

屋外広告物点検技能講習

屋外広告業の事業者団体が実施する、広告物の点検に関する講習会。屋外広告業者のみ受講が可能。堅ろうな広告物の更新時の点検者となることができる資格の一つ。

参考資料（法令・告示）

1 法令

屋外広告物法

静岡県屋外広告物条例（昭和49年条例第16号）

静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和49年規則第31号）

静岡県屋外広告物審議会規則（昭和49年規則第18号）

2 告示

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年告示第345号）

静岡県屋外広告物条例による物件の指定（平成10年告示第346号）

静岡県屋外広告物条例施行規則による地域又は場所の指定（平成10年告示第347号）

静岡県屋外広告物条例施行規則第6条第3項第3号の規定に基づき知事が定める者（平成30年告示第708号）

静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区の指定（伊豆縦貫自動車道関連景観保全地区）（平成29年告示第758号）

静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区の指定（伊豆西南海岸広告景観保全地区）（平成29年告示第759号）

参考資料（手引等）

- 1 屋外広告物の許可
野立て案内図板設置の手引
- 2 屋外広告物の是正指導
違反広告物等是正事務処理要領
- 3 屋外広告業の許可
屋外広告業登録の手引
- 4 屋外広告業の監督指導
屋外広告業登録の手引
業指導監督措置基準
業指導監督事務処理要領



各資料、様式はHPからダウンロードしてください
静岡県ホームページ「屋外広告物について」

(<http://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/keikan/okugaikokoku/index.html>)

静岡県 屋外広告物

検索

毎年、全国で屋外広告物が落下・倒壊する事故が発生しています。屋外広告業者は、許可更新時期の安全点検などの適切な管理を行うと共に、広告主への安全管理の意識啓発にも取り組んでいきましょう。



看板の落下事故は お店の信用も落とします

屋外に設置される看板は、雨や風、強い日差しなど、
 厳しい自然環境にさらされています
 気付かぬうちに腐食やねじの
 ゆるみなども進んでいます
 看板も自動車と同様、
 定期点検を行いましょう



安全管理 3ステップ

1. 日常点検でセルフチェック
早期発見が事故を防ぎます
2. 危険サインへの早期対応
登録業者へ補修等の依頼を
3. 保守管理のスケジュール化
定期的に看板を総合点検

野立て広告物

屋上広告物



▶ 広告物本体からポールへの汚ダレがあると、接合部にサビや腐食が進行



ペンキの塗り替えにより、一見新しい広告物に見えるも根元内部はサビや腐食が進行



▶ 外観はキレイでも、内部構造を見ると鉄骨部分がサビや腐食が進行

静岡県では、広告物の安全性の向上を図るため、許可更新前に実施する安全点検を、令和2年4月から変更しました。

点検者の資格要件が厳しくなり、安全点検報告書の様式も変更しました。

(1) 堅ろうな広告物 (例：4 m超の広告物)

- 「屋外広告物講習会修了者」の資格では、点検ができなくなります。
- 「屋外広告業者」で屋外広告士等の資格を有していない場合は、屋外広告物点検技能講習を修了することが必要となります。

< 点検者の資格一覧 (令和2年4月～) >

点検者	変更に伴う対応
屋外広告士	(変更無し)
広告美術仕上げ技能士等	
一・二級建築士のうち、屋外広告物講習会修了者	
屋外広告物点検技能講習修了者	

点検項目を細分化

対象物	広告物の種類		設置年月日		現在受けている年月日		許可番号	
	表示し、又は掲出物件を設置する場所		年月日	年月日	番号	第	号	
点検項目	点検箇所	点検項目		補修を要する不良箇所		補修の概要		
						補修年月日	補修の内容	
		上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	年月日		
	支持部	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有	無	年月日			
		3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	年月日			
		1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有	無	年月日			
	取付部	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有	無	年月日			
		1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	年月日			
		2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	年月日			
	広告板	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）取付部周辺の異常	有	無	年月日			
		1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	年月日			
		2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	年月日			
	照明装置	3 広告板底部の腐食、木抜き孔の詰まり	有	無	年月日			
		1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	年月日			
		2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	年月日			
その他	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	年月日				
	1 附属部材の腐食、破損	有	無	年月日				
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	年月日				
点検した日時		年月日		午前		午後		
点検実施者	住所							
	氏名							
資格等		1 屋外広告士 2 広告美術科の職業訓練指導員の免許所持者、広告美術仕上げ技能士又は広告美術科の職業訓練修了者 3 一級又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 4 屋外広告物点検技能講習修了者 5 その他						

(2) その他の広告物はこれまでどおり。

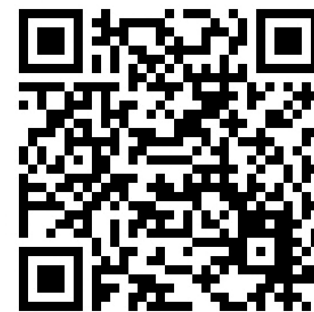
国土交通省、屋外広告物業界関係者等で構成する屋外広告物適正化推進委員会で、屋外広告物の安全管理の普及啓発のためのガイドブックを作成しました。

「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」(20頁)

国土交通省ホームページからダウンロードできます。ぜひ、ご活用ください。

「国土交通省 屋外広告物適正化」又は、URLで検索してください。

(https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html)



6 身近に潜む看板事故の危険

近年、ニュースに取り上げられる看板事故が目立つようになりました。バブル期に設置された看板が管理されずに放置されるケースもあり、身近なところに思わぬ危険が潜んでおられます。

時期	内容
2007.06	新大塚駅西口にある酒屋ビルのイタリア料理店の看板落下。女性が下敷きになり、骨盤骨折を負った。原因は下記の事故事例参照。
2007.08	銀座3丁目、百貨店の看板撤去作業中に不注意から出火し、アクリル製の看板が13号有楽町線に近い百貨店のビルなどが立ち並ぶ繁華街で、消防車約40台が出動した。

10月13日撮影のバス停留所で、電線の高さで看板が倒れ、通行人の30歳の男性が...

3-2 看板の種類とチェックポイント

壁面看板

(1) ファサード看板-内照式片面BOXサイン (壁面看板)

大手チェーン店で最も多く使用されており、開口に応じて様々なサイズでの設置が可能。建物壁面の種類や状況に合わせて、より良い施工方法を選択するよう注意が必要です。取り付け後は、壁面との取合いにコーキングを行い雨水の侵入を防ぎます。

パネルボード看板

パネルボード (複合板) などの縁を固定する安価な看板です。数枚のパネルを使用する場合は、隣り合うパネル同士をきちんと固定しないと、振動や風などで落下する恐れがあります。特に使用する場合は、耐久性、経年性の点からオールアルミのパネルボードをお勧めします。

HECK POINT!

日積りで、パネルの变形、ズレ、破損がないかを確認してください。取付ボルトのゆるみや、建物の劣化状況は専門業者による点検を依頼しましょう。

目次

- はじめに 02
- 1 看板の「安全」がえられるもの 02
- 2 きまじき看板 03
- 3 看板の種類とチェックポイント 04
 - 3-1 袖看板 (突出看板) 04
 - 3-2 壁面看板 05
 - 3-3 建端看板 (ポール看板、自立看板、野立看板) 06
 - 3-4 屋上看板 08
 - 3-5 屋看板 (スタンド看板) 09
 - 3-6 アーチ看板 10
- 4 守るべき看板のルール 11
- 5 看板の「安全」を脅かすもの 12
- 6 身近に迫る看板事故の危険 13
- 7 安全のための見える化、しくみ化 14
- 8 所有者の日常点検と初動処置 15
- 9 専門業者による定期安全点検 16
- 10 各地域の組合と連絡先 17